

平成18年第7回那須烏山市議会定例会（第4日）

平成18年9月22日（金）

開議 午前10時00分

閉会 午前11時40分

◎出席議員（19名）

2番	渡辺 健寿君	3番	久保居 光一郎君
4番	高德 正治君	5番	五味 洵博君
6番	沼田 邦彦君	7番	佐藤 昇市君
8番	佐藤 雄次郎君	9番	野木 勝君
10番	大橋 洋一君	11番	五味 洵親君
12番	大野 曄君	13番	平山 進君
14番	水上 正治君	15番	小森 幸雄君
16番	平塚 英教君	17番	中山 五男君
18番	樋山 隆四郎君	19番	滝田 志孝君
20番	高田 悦男君		

◎欠席議員（1名）

1番 松本 勝栄君

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷 範雄君
助役	山口 孝夫君
収入役	石川 英雄君
教育長	池澤 進君
総務部長	大森 勝君
市民福祉部長	零 正俊君
経済環境部長	佐藤 和夫君
建設部長	池尻 昭一君
教育次長	堀江 一慰君
総務課長	野尻 進一君
市民課長	鈴木 敏造君
管理課長	両方 恒雄君

学校教育課長

駒 場 不二夫 君

代表監査委員

富 永 年 秋 君

◎事務局職員出席者

事務局長

田 中 順 一

書 記

藤 田 元 子

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

菊 地 唯 一

○議事日程

- 日程 第 1 議案第 9号 那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例の制定について
- 日程 第 2 議案第13号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程 第 3 議案第10号 那須烏山市国民保護対策本部等設置及び運営条例の制定について
- 日程 第 4 議案第11号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の制定について
- 日程 第 5 議案第18号 那須烏山市決算の認定について
- 日程 第 6 議案第19号 那須烏山市水道事業決算の認定について
- 日程 第 7 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 8 意見書案第1号 教育基本法「改正」法案の慎重審議を求める意見書の提出について（議員提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（小森幸雄君） ただいま出席している議員は19名です。1番松本勝栄議員から欠席の報告がありました。定数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長、今課長がおくれていますが入ってきます、並びに代表監査委員の出席を求めていますので、ご了解をお願いします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長 朗読]

議事日程

平成18年第7回那須烏山市議会定例会（第4日）

- 開 議 平成18年9月22日（金） 午前10時
- 日程 第 1 議案第 9号 那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例の制定について
- 日程 第 2 議案第13号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程 第 3 議案第10号 那須烏山市国民保護対策本部等設置及び運営条例の制定について
- 日程 第 4 議案第11号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の制定について
- 日程 第 5 議案第18号 那須烏山市決算の認定について
- 日程 第 6 議案第19号 那須烏山市水道事業決算の認定について
- 日程 第 7 請願書等審査結果の報告について（議長提出）
- 日程 第 8 意見書案第1号 教育基本法「改正」法案の慎重審議を求める意見書の提出について（議員提出）

以上朗読を終わります。

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。日程第1 議案第9号、日程第2 議案第13号、日程第3 議案第10号の条例の制定、条例の一部改正についての3議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

- ◎日程第1 議案第9号 那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例の制定について
- ◎日程第2 議案第13号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ◎日程第3 議案第10号 那須烏山市国民保護対策本部等設置及び運営条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 議案第9号 那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例の制定、日程第2 議案第13号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、日程第3 議案第10号 那須烏山市国民保護対策本部等設置及び運営条例の制定についての3議案を議題といたします。

本案は、去る12日の本会議において総務企画常任委員会に付託しております。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長樋山隆四郎君。

〔総務企画常任委員長 樋山隆四郎君 登壇〕

○総務企画常任委員長（樋山隆四郎君） 9月12日に総務企画常任委員会に付託されました議案第9号、議案第13号、議案第10号を一括して報告いたします。

議案第9号 那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例の制定について、議案第13号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第10号 那須烏山市国民保護対策本部設置及び運営条例の制定についての3議案について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月14日午前9時から第1委員会室において、委員6名全員出席のもと、総務部長並びに総務課長の説明を求めながら審査を行いました。議案第9号の那須烏山市国民保護協議会設置及び運営条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条及び地方自治法第138条の4の規定に基づき、市長の附属機関として国民保護協議会を設置し運営するために制定されるものです。本委員会の審査におきましては、委員全員一致で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第13号の那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、国民保護協議会委員の報酬を定めるものであり、本委員会において、委員全員一致で原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第10号の那須烏山市国民保護対策本部等設置及び運営条例の制定については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第31条及び法第183条において準

用する法第31条の規定に基づき、那須烏山市国民保護対策本部等を設置し、国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務を行うために制定されるものです。本委員会においては、委員全員一致で原案のとおり可決することに決定をいたしましたので、報告いたします。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第9号、議案第13号、議案第10号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） 議案第9号及び議案第13号及び議案第10号につきまして反対討論を行います。

この3条例案は国民保護法に基づくものでありますが、その大もとにはアメリカの引き起こす戦争に日本が一体となって参加をする武力攻撃事態法によるものであるからであります。武力攻撃事態法は第2条で武力攻撃事態には武力攻撃予測事態も含まれ、その武力攻撃予測とは、武力攻撃事態に至らなくても事態が窮迫し、武力攻撃が予測に至った事態のことだと想定し、第22条の中でアメリカ軍や自衛隊が実施する行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置を行うものとしております。

また、第5条では、地方自治体の責務、国民の協力が明記され、従わなければ罰則が規定されております。つまり、他国の攻撃を直接受けなくても政府の判断で有事体制に国民、地方自治体、民間企業を動員することができ、アメリカの引き起こす戦争が円滑かつ効果的に行えるよう自衛隊も日本国民も動員できるよう罰則を決めたのが武力攻撃事態法であります。この具体化である今回の条例は、到底認めることはできません。

第2の理由といたしまして、この条例に基づく那須烏山市の計画、市民保護などというものではなく、市民を戦争に強制的に動員するのが目的になるからであります。地方自治体は国民保護計画の作成が義務づけられ、国民保護法に基づく病院、学校、公民館などの施設をアメリ

カ軍や自衛隊に提供したり、指定公共機関とされた医療、運輸、マスコミなども計画づくりが課せられています。那須烏山市が作成する保護計画には、市内自治体や消防団、自主防災組織などが動員され、平時から国民保護体制、つまり有事体制に組み込まれていくことになります。

国民保護のもとで政府の判断で市民の避難、擁護より軍事が優先され、米軍や自衛隊の軍事物資の輸送、負傷兵の治療が優先されることになります。つまり、消防や救急は独自の判断では行動できず、本来市民の生命や財産を守る任務は制限されることになります。市の職員は、みずからの信念と良心から戦争に協力できないと拒否した場合には罰則を受け、職を失うことになります。このように国民保護の名目で市民を強制的に戦争に動員し、拒めば罰する条例は断じて認めるわけにはまいりません。

第3の理由は、この条例制定が平和憲法9条に矛盾するからであります。航空機やミサイルの攻撃、テロなどから国民を保護するためと言いますが、政府の定めた国民保護に関する基本指針でさえ、直接脅威の可能性は低いと言っており、主な想定は日本の安全のためにはアメリカに協力して国際テロや大量破壊兵器の脅威と戦うため、海外に出かけることにあり、アメリカの言いなりに自衛隊をイラクに派兵したように、どこにでも動員させ、地方自治体や民間企業、国民及びその財産を強制的に動員しようとするものであります。

東京国立市では、国民保護法に計画作成の同条例案を提出しておりません。来年3月までに総合防災計画を作成し、その中で有事に対する対応も検討する方針であります。国立市の上原公子市長は昨年12月の市議会で、非常に非現実的なものに対応を迫られており、全国の自治体は苦慮していると答弁しております。高知県の大槻町では、町が提案した国民保護計画などの2条例案が6月16日、町議会の反対多数で否決されております。今の時期に武力攻撃などを想定した国民保護法は時代錯誤であり現実離れしている。平和憲法と相入れず憲法を無視しているという理由からであります。

大震災や大災害は人間の力では防ぐことができませんが、戦争は外交や政治の力で抑えることができます。国民保護法のもととなる有事法制武力攻撃事態法の危険性を指摘し、戦争を起こさない平和憲法をしっかりと守って国際紛争解決の手段として、国連を中心に平和外交で平和努力で解決するよう努力を求め、本条例案に反対するものであります。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第1 議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第9号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第2 議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第13号については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第3 議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第10号については原案のとおり可決いたしました。

◎日程第4 議案第11号 那須烏山市企業誘致及び立地を促進する条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第4 議案第11号 那須烏山市企業誘致及び立地を促進する条例の制定についてを議題といたします。

本案については経済建設常任委員会に審査を付託しております。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長に報告を求めます。

経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） おはようございます。条例案審査結果を報告いたします。

去る9月12日、経済建設常任委員会に付託されました議案第11号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の制定について、その審査の結果を報告いたします。

本委員会は9月14日午後2時から、議員控室において議員7名全員出席のもと、経済環境部長、商工観光課長並びに企業誘致担当職員の説明を求めながら行いました。

昨年2町合併により那須烏山市が誕生いたしました。が、財政基盤は脆弱であり、安定した市

税の確保並びに雇用機会の拡大が喫緊の課題となっております。この条例はその改善策として、市内の企業誘導並びに企業の安定的な立地を確保するための優遇策と定められたものであります。本委員会の審査におきましては、委員の間にはさまざまな議論が行われました。その後、本市の財政の向上と企業誘致担当の活躍を期待をし、原案どおり可決することに決定をいたしました。なお、委員会の意見といたしましては、今後、経済の状況や時代背景の変化等により優遇策を拡大並びに条例案の見直しを適宜に行うことを要望いたしまして、報告いたします。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を終結いたします。

これより議案第11号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第4 議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第5 議案第18号、日程第6 議案第19号の決算認定の2議案を一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第5 議案第18号 那須烏山市決算の認定について

◎日程第6 議案第19号 那須烏山市水道事業決算の認定について

○議長（小森幸雄君） 日程第5 議案第18号 那須烏山市決算の認定、日程第6 議案第19号 那須烏山市水道事業決算の認定についての決算認定2議案を議題といたします。

本案については去る12日の本会議において、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託しております。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求めます。

議案第18号の所管事項について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長樋山隆四郎君。

〔総務企画常任委員長 樋山隆四郎君 登壇〕

○総務企画常任委員長（樋山隆四郎君） 決算の審査の結果について報告をいたします。

本委員会において平成18年9月12日に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、那須烏山市議会会議規則第102条の規定により報告します。

審査の期日、平成18年9月13日、審査の場所、那須烏山市役所南那須庁舎第1委員会室。出席委員、平山 進、大野 暉、小森幸雄、中山五男、高田悦男、樋山隆四郎。説明のための出席者、総務部長大森 勝、総務課長野尻進一、企画財政課長国井 豊、税務課長中山 保、会計課長斎藤照雄、議会事務局長田中順一。

審査事項、本委員会の所管する総務部、会計課、議会事務局及び選挙管理委員会の平成17年度那須烏山市の一般会計歳入歳出決算。

審査結果、本委員会が付託を受けた一般会計の決算については、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。ただし、次のことについて要望し、意見を付することいたします。

財政状況は、大変厳しい状況にあり、地方交付税等の財源確保にご留意いただきたい。

市税等の滞納について徴収率の向上にさらに努められたい。

行財政改革の推進をさらに進め、人件費の削減が図られるよう要望する

消防団の自主統合を促進し、組織の再編が図られるよう要望する。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 次に、議案第18号の所管事項について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長佐藤昇市君。

〔文教福祉常任委員長 佐藤昇市君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（佐藤昇市君） 決算審査結果を報告いたします。

本委員会に平成18年9月12日に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定しまし

たので、那須烏山市議会会議規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第102条の規定により報告いたします。

審査期日、平成18年9月13日水曜日。審査場所、那須烏山市役所南那須庁舎第2委員会室。出席委員、沼田議員、久保居議員、佐藤雄次郎議員、野木議員、平塚議員、滝田議員、佐藤昇市7名全員であります。説明のための出席者市民福祉部長 正俊、市民課長鈴木敏造、福祉課長高野 悟、健康課長中澤良雄、教育次長堀江一慰、学校教育課長駒場不二夫、生涯学習課長木村喜一、スポーツ振興課長岡 清隆。

審査事項、本委員会の所管する市民福祉部及び教育委員会の平成17年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算であります。

審査結果、本委員会に付託をされた一般会計及び特別会計の決算については、一部反対意見はあったものの、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。ただし、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

保育料の徴収方法について、抜本的な徴収方法の改善を求め徴収率の向上に努められたい。

社会福祉及び高齢者福祉において、市独自の施策を積極的に講じるよう検討されたい。

図書館、郷土資料館及び歴史民俗資料館について、歴史的資料等の保存に関して有効活用、有効利用を考慮した上で、これらの施設の必要な整備について検討されたい。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 次に議案第18号、議案第19号の所管事項について経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） 決算審査結果報告書。

本委員会に平成18年9月12日に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。那須烏山市議会規則（平成17年那須烏山市議会規則第1号）第102条の規定により報告いたします。

審査期日、平成18年9月13日水曜日並びに14日木曜日。審査場所、那須烏山市役所南那須庁舎議員控室で行いました。出席委員、大橋洋一、高德正治、松本勝栄、渡辺健寿、五味 博、五味 親勇、水上正治7名全員で審査をいたしました。説明のための出席者、経済環境部長佐藤和夫、農政課長中山 博、環境課長久郷道泰、商工観光課長平山孝夫、建設部長池尻昭一、管理課長両方恒雄、建設課長滝 収平、下水道課長荻野目 茂、水道課長鈴木 叶の出席のもと、審査をいたしました。

審査項目につきましては、本委員会所管の経済環境部及び建設部の平成17年度那須烏山市

の一般会計、特別会計及び企業会計の歳入歳出の決算について審査いたしました。

審査結果、本委員会に付託をされました一般会計、特別会計及び水道事業会計決算につきましては、全員一致で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。ただし、次のとおり要望し、意見を付することとします。

休耕地の有効活用を検討されたい。

塵芥収集業務に関する工区の見直し、ごみステーションの設置場所の見直し並びに新しいごみ袋の作成について検討されたい。

優良企業の誘致に努められたい。

観光協会の合併促進を図られたい。

市営住宅の使用料未納者で、特に悪質な未納者については、強制力を持って徴収方法を検討されたい。

県単事業等を効果的に活用し、道路及び施設等の整備を図られたい。

下水道加入率の向上に努められたい。

水道の漏水防止及び水道使用料の徴収率の向上に努められたい。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第18号、議案第19号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） 議案第18号及び議案第19号について討論申し上げます。

平成17年度那須烏山市一般会計及び平成17年度の特別会計歳入歳出決算及び平成17年度の那須烏山市水道事業決算の認定について、公正で民主的、市民が主人公の市政を目指す立場から行政当局のさらなる努力と改善を求めまして、反対討論を行います。

まず、この決算認定が一般会計と特別会計を一括で提案審議されることに反対であります。

もともと当初予算や補正予算の段階では別々の議案として上程されているわけでありますから、決算におきましても各会計ごとに上程すべきであり、改めて各会計ごとの決算認定の議案提出を求めるものであります。さて、この決算は、平成17年度的那須烏山市10月1日から本年3月31日までの半年間の合併新市の決算となっております。

それでは、討論内容について申し上げます。小泉内閣はこの5年7カ月の間、構造改革の名のもとに社会保障制度のあらゆる分野で医療、年金、介護など国民に負担を押しつけてまいりました。また、サラリーマンの増税実施や、高齢者への急激な増税、医療費、介護などの高負担、痛みだけを押しつける政治を行っております。

その一方で、法人税減税を繰り返し、消費税導入時には20兆円であった大企業を中心とした法人税が今日では10兆円にまで減額されております。庶民には大增税、大企業には減税と逆立ちした税制によって格差社会に追い打ちをかける事態が広がっております。格差と貧困が広がる中で、国民の生活権を脅かしております。

ところが、国民の暮らしの支えというべき社会保障が、逆に増税や保険料、医療費の大幅負担増で国民の暮らしに重くのしかかるという悪循環の事態に陥っているわけであります。構造改革、規制緩和政策は安心安全どころか、国民生活を破壊し、そして戦後築き上げた社会秩序を不安に陥れるばかりであります。

また、地方自治の分野でも、地方分権と三位一体改革とは名ばかりに、地方交付税と補助金を減額し、税源移譲は言葉ばかり不確定であります。地方自治を破壊する予算編成もままならない、このような地方行政に追い込んでおります。この三位一体改革の影響が平成16年度分でも旧烏山町においては2億7,000万円を減額されたということでありますが、平成17年度では合併経費の増額分を含めましても、那須烏山市6,200万円余の予算が減額されるという影響が出ており、さらに特別交付税が予定したよりも1億8,000万円も減額されているということであります。

合併しましても、さらに国の地方交付税削減策がやられるということになりますと、財政運営はさらに困難になると考えるものであります。財政難のために合併しかないということで市町村合併をしてきているわけでありますが、こういう中でまた交付税を減額されるということでは、合併してもますます困難になるということになっているわけであります。地方自治を守るためには、地方交付税制度を国が財源を含めてきちんと守ることを求めることが基本であります。市長はその先頭に立って奮闘すべきであると考えられるものであります。

平成17年度の一般会計はこのような情勢のもとで、国の政治が色濃く反映される内容になっております。那須烏山市の一般会計では、歳入74億2,000万9,550円で、歳出は71億5,973万1,179円でありました。市税の収入未済額は10億8,254万1,540円

で、何と市税の予定現額9億85万8,000円を上回り、実に調定額の51.91%にも達しております。この収入未済額の大部分を固定資産税の繰越滞納額が10億43万9,435円と占めており、本市の行財政運営に重大な支障を来しております。

この滞納繰越分が8億6,440万2円を占めており、その大部分が特定法人のものであります。10年来、この固定資産税問題が放置されているのは重大問題であります。特定法人の固定資産税滞納問題を法的強制力をもってきちんと解決を図るよう抜本的な対策を求めるものであります。

また、保育料の1,393万3,070円の収入未済額、市営住宅使用料516万7,400円の収入未済額につきましても、解決を求めるものであります。歳入の面では深刻な不況のもとで税収が伸びない中、国、県の補助金、負担金が削減され、地方分権の名のもとに財政的裏づけのない事務事業の分担、押しつけが強められ、自治体住民の厳しい決算となっております。

このような中で、行財政運営にあたっては単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で、行財政執行に必要な補助金、分担金を国に出すよう求めていると思えます。

旧烏山町では平成16年度から、無料であった町の公共施設、運動施設や生涯学習施設の使用料を徴収しております。一部子供たちの教育的なものにつきましては減免制度が設けられておりますが、この徴収そのものには反対であります。これを徴収しても、その額は微々たるものであります。さらにこれが合併しまして、旧南那須地域にも使用料が波及しているということで、これについては反対であります。行政改革で言うならば、合併しないで頑張る福島県の矢祭町、歳入をふやし歳出をカットする、そして市民サービスを維持向上してこそ、真の行政改革だと言っております。単に歳出カットをするのは行政改悪であるとまで言い切っております。

歳出の面では、平成17年度中に旧南那須、旧烏山の合併を行うことを前提とした事業が推進されたわけでありまして、そして、合併してこの半年間の決算となったわけでありまして、財政難の折、前年度から継続的な事業が多かったわけでありまして、市民各位のご理解とご協力のもとに執行されました。さらにこの事業を進められた執行部並びに職員各位の努力に敬意を表するものであります。

合併につきましても、平成15年7月から4町合併の法定協議会が立ち上げられ、20回にわたって協議されてまいりました。結局これが休止され解散ということになりまして、その後、住民説明会や全世帯アンケートがやられ、その後2町合併協議会を平成16年10月から立ち上げて1年間かけて調整協議を行い、旧南那須町と旧烏山町が合併をして那須烏山市が昨年10月1日に誕生したわけでありまして。

本年10月1日で1周年を迎えるわけであります。しかし、合併をいたしたとしても、すべてがバラ色というわけにはまいりません。依然として財政運営には厳しさが予想され、行財政運営にはむだをなくし、効率的な行政運営を図るよう、またまちづくりにつきましても住民が主人公、住民の願い、要求にこたえるまちづくりを進めていただきたいと思います。合併しても、問題山積みの那須烏山市の行財政を運営するわけでありますから、行政責任を明確にして、解決のために抜本的な努力と対策を進めていただきたいと思います。

不況が長びいている中で、市内の商工業者を守る対策、労働者の雇用を守る対策には万全を期していただきたいと思います。大型店出店野放しという方策ではなく、商店街を守る対策を強めていただきたいと思います。企業誘致と産学官連携により、新規産業開発に向けたこの那須烏山市内に事業展開を図り、雇用の場の確保と地域産業振興に寄与する産業振興を強めていただきたいと思います。

農業分野では日本農業が存亡の危機にあります。米の輸入をしながら大幅な減反、採算のとれない米価を押しつける農政には反対であります。中山間地の農業を守り、生産者の経営が成り立つ営農指導、後継者の育つ農業行政を強く求めるものであります。

公共事業の透明性、市独自の積算単価の設定、入札の改善を図りながら、公平な公共事業を執行していただきたいと思います。

また、各種団体への補助金、交付金の中でも活動実態の見えないものがあります。さらに改善を求めるものであります。

税込不足の折、不況で苦しむ大変な思いをしている市民生活を考え、市当局も議会も襟を正して市民の負託にこたえるべきであります。行財政運営にあたりましては、住民こそ主人公の立場でお役所仕事、マンネリ化を打破し、むだのない市民に信頼される行財政執行を求めまして、一般会計の討論のまとめといたします。

次に、国民健康保険特別会計について、憲法と社会保障の一環として市民の生命と健康を守る立場から、国民健康保険事業を充実させ発展させる立場で反対討論を行います。

医療給付に対する国庫負担率の大幅な切り下げを初めとする国のたび重なる医療改悪のもとで、不況やリストラ、所得が減っている中で市民納税者の国民健康保険税の課税が耐え切れず、国民健康保険税徴収が大変になっていると思われまます。平成17年度の国民健康保険税の収入未済額は2億675万5,249円で、調定額の24.4%にも達しております。これらの抜本的な解決を求めるものであります。憲法に基づく社会保障の皆保険として低所得者を中心とした国民健康保険事業でありますから、資格証明の発行により保険証の取り上げをやめるべきものと考えます。本来の国民健康保険事業に立て直す立場から、第1に国民健康保険事業に対する国の責任を明確にさせること。医療給付に対する国の負担率をもとに戻すことであります。

第2に、国民健康保険事業が命にかかわる最も重要な福祉事業であり、一般会計から繰り入れを行って市民の負担の軽減を図るべきであります。資産評価もバブル期から現況に即した評価に改めるべきであります。

第3に、疾病予防の充実強化を図り、早期発見、早期治療に積極的に取り組むように求めるものであります。

第4に、国の制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の国民健康保険事業に戻す運動を積極的に展開すること。憲法と社会保障制度に基づく市民本位への国民健康保険事業の取り組みを強く求めるものであります。

次に、老人健康保健事業特別会計につきましては、高齢者の命と健康が安心して保障される保健事業を目指す立場から反対討論を行います。

たび重なる医療保健法の改悪によって、老人医療費の増大など負担増と病院での高齢者の締め出しや重病化傾向が深刻な社会問題となっております。小泉内閣はさらに医療費の3割負担を初めとする医療保健制度改悪を強行いたしました。その一環として、70歳以上の高齢者医療負担を全額1割負担にし、一定収入以上の高齢者には2割負担、さらにこれを3割負担にしようとしております。高齢者医療も一たん払い込んで、後で限度超過分につきまして申請によって償還する方式を導入し、老人医療費の対象年齢を段階的に75歳に引き上げる大改悪を強行しております。まさに老人いじめのこのような悪政は、高齢者の命、生存権を踏みにじるものであり、本決算につきましても高齢者の命と健康を守る立場から、第1に予防医療の充実強化、特に訪問診療充実に努力を求めるものであります。第2に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる福祉の市づくりを推進することであり、第3に、国の老人いじめの悪政や制度改悪に反対し、必要な財政措置を強く求めるよう訴えるものであります。

次に、介護保険特別会計決算について高齢社会に十分対応した介護保険制度、実態に即した介護保険制度に改正をさせる立場から反対討論を行います。

制度を導入して6年目の決算であります。発足当時から介護保険の問題といたしまして、介護認定を受けた利用者が介護サービスの1割負担が重いため、必要な介護サービスを制限している実態があります。また、介護保険料も引き上げられ、高齢者、低所得者にとっては依然として負担の重い制度となっております。さらに昨年の10月からは、施設入所者のホテルコストや食費が別立て料金になり、本人の年金で払えないケースも生まれております。その負担を軽減する対策が求められております。

さらに、サービス基盤の整備を図り、施設入所者待機待ちをなくし、介護認定を受けた方々が必要なサービスを安心して受けることができるよう、改めて介護保険の名に値する市当局の抜本的な制度改正を求めるものであります。

次に、農業集落排水事業特別会計につきましては、この興野の農業集落排水事業であります。加入率が75.5%ということであり、さらなる円滑な運営を進めていただきたいと思います。

次に、下水道事業特別会計決算につきましては、旧烏山町の下水道事業は着手11年目にあたり、第1次実施計画区域内処理区域の供給が進められておりますけれども、実際につなぎ込みが完了して使用されている戸数が少なく、処理区域内の人口割の加入率は22.38%と異常に低い水準であります。21世紀の新しいまちづくりとして公共下水道が稼働しているわけですから、この事業への関係者のご理解と加入促進を図るため、努力を担当者任せにするのではなく、市長、市当局が先頭に立って全市を挙げてこの加入促進の対策にあたっていただきたいと思います。また、公共下水道の当初計画が余りにも大規模で市民負担が重くならないよう、地域によっては合併浄化槽の推進に切りかえるなど見直しを図るということを含めて、全体計画の見直しを進められましたけれども、さらなる再見直しも含めて合併浄化槽の推進に切りかえることも検討願いたいと思います。

簡易水道特別会計につきましては、全市水道に向けた未給水地域への水道普及を求めるものであります。特定法人を初めとする大口水道未収金の徴収問題につきましても、改めて解決を求めるものであります。

議案第19号 平成17年度那須烏山市水道事業決算につきましても、生活に欠くことのできない水道水を供給し、真に市民のための福祉事業として進める立場から討論を行います。

平成17年度は10月1日から合併新市よっての半年間の決算となりました。水道事業の事業収益は2億7,775万3,321円で、事業費用が3億893万593円でありました。また、経常収益は2億6,584万1,436円で、経常経費は2億9,999万9,793円で、平成17年度の差引経常損失は3,415万3,357円ということであり、当年度における特別損失29万3,520円発生し、損益収支は3,444万6,877円の純損失の赤字決算となりました。

この水道事業の問題といたしましては、この事業の改良工事や拡張事業に伴う事業経費を企業債発行に依存しているために企業債償還が増加する中で、事業収益の38.67%を企業債の支払い利息として払っている結果となっております。これが水道事業への重い負担となっております。企業債の未償還残高は51億6,634万170円に達しているということであり、依然として利息の高いものも残っており、引き続き高利息のものにつきましては金融機関からの借りかえ等を行って償還を求めるものであります。企業債償還払いのつけを安易に水道料金の値上げに転嫁しないよう企業努力を求めるものであります。また、有収率の向上につきましては、配水量の15%近くが給水収益にならないのは異常事態であります。有収率の

向上のために漏水調査やいろいろな努力をやっていただきたいと思います。

また、水道事業は市の公共事業である以上、一般会計からも繰り入れを行うなど、市の責任で円滑な事業運営を図るよう期待をするものであります。

以上述べてまいりましたが、今後の財政運営にあたりましては、長引く地方の景気低迷の中、税収不足の折、住民こそ主人公の立場に立って、無理、むだをなくし、健全財政への努力を図り、国の悪政から地方自治体と住民を守る立場で進めていただきたいと思います。新市になりましたが、さらに行財政改革、意識改革に取り組み、市長以下市職員の一層の努力を期待いたしまして、討論のまとめといたします。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

13番平山 進君。

〔13番 平山 進君 登壇〕

○13番（平山 進君） ただいま上程されております議案第18号 那須烏山市決算認定について、議案第19号 那須烏山市水道事業決算認定について、私は認定すべきものという立場から賛成討論を行います。

景気は緩やかながら回復しているとは言われていますが、地方では依然実感のない厳しい状況が続いております。そのような中であって地方分権の確立を推進していくため、自己決定、自己責任が問われる地方時代において、国が進める三位一体の改革で、特に地方交付税の削減と不確定、不十分な税源移譲等により苦しい行政運営を余儀なくされている実態でございます。その運営には相当な苦慮があったのではないかと思料されることから、担当されました執行部を初め職員に対して敬意を表するものであります。

本市の平成17年度の決算は、2町の合併に伴い昨年10月1日から本年3月31日までの6カ月の半期決算になっております。通常の12カ月決算ベースでの比較はできない状況であります。さて、議案第18号の那須烏山市決算の一般会計については、財政確保が厳しい状況であります。市税等の自主財源及び国、県依存財源等の財源の確保に努められております。

歳入の主なものは、市税、地方交付税、国、県支出金、市債等であります。歳出については厳しい財源を強いられる中、少子高齢化に伴う補助金、市政執行に伴う生活保護の特別児童扶養手当にかかわる経費、その他合併に伴う関連経費等の支出があります。引き続き厳しい状況にあります。

事業面においては、旧町では事業を継続しつつ均衡ある発展を図るため、合併関連事業を優先的に実施するなど、限りある財源を効果的に執行し半期ながら財政健全化にも取り組んでおり、市当局の努力に敬意をあらわすものであります。

また、特別会計については、国民健康保険特別会計、熊田診療所、老人保健、介護保険、農

業集落排水事業特別会計、下水道事業、簡易水道事業特別会計の7特別会計があります。社会環境の変化、住民ニーズの多様化に伴い、社会福祉充実、生活環境の改善、公衆衛生の向上など、行政が求められる内容は複雑かつ高度化されてきております。昨今の地域医療、高齢者福祉や障害者福祉、環境保全等に対する行政の果たす役割は非常に大きいものがあります。

そのような状況の中、高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っている本地域において、地域医療の確保と住民の健康増進、特に高齢者に対する医療、介護、保健予防、生きがい対策等の事業執行に努められており、大変な苦労があったことと思料されます。財政運営の極めて厳しい中であって、独立採算性を堅持し、健全な運営に向けて努力されていることを認識するものであります。

議案第19号 那須烏山市水道事業決算の事業会計については、合併後の6カ月間の決算となっておりますが、我が国の経済状況は大企業を中心とした民間事業の増加により、企業収益の回復は見られるものの、地方行政においては依然厳しい状況であり、また人口の減少が進む厳しい環境から、地方公営企業法に定める常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないといった基本原則にのっとり、経営の健全化に努められ、継続的で安定した水の供給がなされているものと認識しております。今後もさらなる収益確保を図りながら、経営の健全化及び安全な水の供給を図られることを期待するものであります。

終わりに、市民が健康で安心して生活できる施策を強くお願い申し上げるとともに、決算審査にあたられました両監査委員に対して深く感謝を申し上げ、賛成の討論といたします。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第5 議案第18号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第18号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第6 議案第19号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第19号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 請願書等審査結果の報告について

○議長（小森幸雄君） 日程第7 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

本陳情書については、去る12日の本会議において、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託しております。その結果について各常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長樋山隆四郎君。

〔総務企画常任委員長 樋山隆四郎君 登壇〕

○総務企画常任委員長（樋山隆四郎君） 請願書等の審査結果について報告をいたします。

9月12日に総務企画常任委員会に付託されました陳情第21号「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」の採択に関する陳情について、審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、9月14日午前9時から第1委員会室において、委員6名全員出席のもと、総務部長並びに総務課長の説明を求めながら審査を行いました。本委員会においては、集配局の再編計画においてサービスには影響がないということですので、委員全員の一致で不採択ということに決定いたしましたのでご報告申し上げます。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 次に、文教福祉常任委員長佐藤昇市君。

〔文教福祉常任委員長 佐藤昇市君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（佐藤昇市君） 請願書等審査結果を報告いたします。

文教福祉常任委員会に付託されました当委員会全員出席のもと、陳情者の説明を受けた後、第2委員会室にての審査を報告いたします。

本委員会に、平成18年9月12日に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、那須烏山市議会会議規則（平成17年度那須烏山市議会規則第1号）第135条及び第137条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第12号 最低保障年金制度創設を求める陳情書について、審査結果、不採択であります。この事件は、6月議会では継続審査でありました。

陳情第17号 人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書の採択に関する陳情について。審査結果、継続審査であります。

陳情第23号 教育基本法「改正」案の慎重審議を求める意見書の採択と教育基本法の理念を学校と社会に生かすことを求める陳情について、採択であります。

○議長（小森幸雄君） 次に、経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） 請願書審査結果報告。

経済建設常任委員会に、9月12日に付託されました陳情書につきましては、去る19日に現地調査を実施し、陳情内容を審査いたしましたので、この結果を報告いたします。

陳情第18号につきましては、神長西市道道路側溝整備に関する陳情であります。視察したところ、陳情の内容と現地側溝の排水機能の低下は認めましたが、その原因等につきましては陳情内容とは異なるため、再度調査調整の必要があると判断しました。よって、今回は継続審査といたしました。

陳情第19号につきましては採択といたしました。本件につきましては、野上舟戸線の道路及び農道の整備に関する陳情書であります。この市道は地域住民の生活道路として重要な路線でもあります。過去に救急車が進入できないということがありました。この道路につきましては早急な整備が求められます。今回、陳情において、その市道に進入する農道につきましても整備を求められました。本委員会では、農道と市道の一部の整備ということではなく、今回陳情されました市道の範囲の整備を望むものであります。

陳情第20号につきましては採択といたしました。本件につきましては、向田、落合線の道路拡幅整備でございます。この道路につきましては平成19年度から向田小学校が烏山小学校に統合されるのに伴い、スクールバスの運行の予定があります。現行のままではこの区間は普通車のすれ違いもできなく狭い状況であります。また、烏山中学校の生徒の通学路としても利用されている道路でございます。この件につきましても早急な対応を望みます。

陳情第22号につきましては、向田高瀬に通じる市道であります。この整備に関する陳情書が一部山側の斜面が崩れやすく、岩盤であります。また、この部分は常に地下水が流出しており、常に危険な状態であります。この道路は2町合併したことにより、南那須庁舎を利用する市民の重要な幹線道路となっておりますので、早急な対応を望みます。ただし、この陳情書中の2として示されているカーブのため見通しが悪い部分につきましては、個人所有の杉の木が原因となっており、所有者の同意を得る必要がありますので、念のため申し添えます。

なお、平成18年第5回定例会におきまして付託されました陳情第10号やまびこの湯からすやまに関する陳情については継続審議となっておりますが、やまびこの湯は10月1日再

開に向け着々と準備が進んでいるところであります。昨日、陳情者より陳情の目的は達成されたので陳情の取り下げが提出されました。このことを受け陳情第10号につきましては、審議を終了いたしましたので、ご報告をいたします。

以上で、経済建設常任委員会の請願書審査結果報告といたします。終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、各委員長からの報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより総務企画常任委員長の報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 陳情第21号 集配局の廃止再編計画に反対する意見書採択に関する陳情についてであります。これは郵政公社の民営化、分社化に伴う再編計画の中で、集配局を1,048大幅に減らす計画であります。栃木県内でも10集配局が廃止されるという中でどうなるのかという不安が広がっております。さらに、民営化後にも集約を進める計画と聞いております。県内の郵便局は学校とともに地域の中心的な役割を担い、ネットワークの価値の高い集配特定局と、もと総務省も述べておりますように、身近にあってお年寄りの安否確認など住民の安全と利便性を保障するよりどころとなってまいりました。

今回の再編は、郵政民営化で万が一にも国民の利便に支障が生じないようにしていきたいといった首相の言葉とは異なり、集配事業が集約されることになれば、配達がおくれるなどサービスの低下は明らかであり、また集約される郵便局の局員の減員は地域の経済にも影響を与えることは避けられません。また、土日の時間外窓口も廃止され、サービス低下は必至となり、ひいては郵便局ネットワークそのものの崩壊につながり、地域過疎化はますます置き去りにされ、高齢化が進行する地域の暮らしを困難にすることが懸念されます。再編計画を撤回する声も全国では広がっております。

今回の陳情は、地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編を行わないこと。これにつきましては、まだ地域住民の合意と納得を得たというふうには私は思えません。さらに、全体問題といたしまして、離島や僻地、中山間地の郵便局が今回の1,048の集約というのは余り

にも強引だというふうに思います。こういう点についても反対ということで、この陳情の不採択について反対をするものであります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第7 請願書等審査結果の報告についてのうち、総務企画常任委員会の審査結果の報告については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 賛成多数。

よって、総務企画常任委員会の審査結果については、委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、文教福祉常任委員長の報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 陳情3号ありますけれども、第12号だけ反対をいたします。最低保障年金制度創設を求める陳情書についてであります。現在、この保険料未納者が実質では1,000万人を超えているという中で、この年金制度そのものの存亡が問われているという状況であります。現在でも60万人と言われる無年金者が、今のまま放置すれば大変な事態に陥るといふふうに思われます。指定都市市長会議でも、昨年7月27日に高齢者の最低限の所得保障を行うため、無拠出で受給要件を一定年齢に達するとする最低年金制度を創設するよう提唱しております。

この国民の生存権は国の責任の問題であります。私も属しておりますが委員会の中ではこの最低保障年金制度創設については、おおむね必要だということは皆さんご理解いただいているんですが、その財源として消費税の負担によらないということに非常に問題があるということと、当面、現在無年金者等に支給しろ、ここにも問題があるというようなことで、ご理解がいただけなかったというふうに私は思います。

しかし、もしこの消費税を導入しながら最低保障年金制度をつくるということになりますと、生活費そのものに消費税が重くのしかかるわけでありますから、ますます高齢者には負担が重くなるということがございますので、憲法25条にある生存権の責任を国が果たすという立場から、消費税によらない最低保障年金制度を求める陳情を採択すべきというふうに私は考えま

したが、不採択という結果になりました。この不採択について反対するものであります。
以上。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第7 請願書等審査結果の報告についてのうち、文教福祉常任委員会の審査結果の報告については、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、文教福祉常任委員会の審査結果については、委員長報告のとおり決定いたします。

○議長（小森幸雄君） 次に、経済建設常任委員長の報告の審査結果について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第7 請願書等審査結果の報告についてのうち、経済建設常任委員会の審査結果の報告については、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員会の審査結果については、委員長報告のとおり決定いたしました。

◎日程第8 意見書案第1号 教育基本法「改正」法案の慎重審議を求める意見書の提出について

○議長（小森幸雄君） 日程第8 意見書案第1号 教育基本法「改正」法案の慎重審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

書記に朗読いたさせます。

〔書記 朗読〕

意見書案第1号

教育基本法「改正」法案の慎重審議を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会に対し、別紙のとおり提出するものとする。

平成18年9月22日提出

提出者 那須烏山市議会議員 佐藤昇市
賛成者 那須烏山市議会議員 沼田邦彦
賛成者 那須烏山市議会議員 久保居光一郎
賛成者 那須烏山市議会議員 佐藤雄次郎
賛成者 那須烏山市議会議員 野木勝
賛成者 那須烏山市議会議員 平塚英教
賛成者 那須烏山市議会議員 滝田志孝

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 意見書案第1号について、提出者の趣旨説明を求めます。
7番佐藤昇市君。

〔7番 佐藤昇市君 登壇〕

○7番（佐藤昇市君） 教育基本法「改正」法案の慎重審議を求める意見書。第164回通常国会に提出された2つの教育基本法「改正」法案は、国会審議の結果、その取り扱いは次期臨時国会への継続審議となりました。教育にかかわる問題については、時間をかけて論議すべきとの国民の声が急に高まってきたことが、各種マスコミの世論調査にも示されています。

教育は、わが子、わが孫、わが地域のことであり、そもそも教育とは何か、教育とはだれのためにあるのかなど、根源的なしかも教育をめぐる国民的な議論が起こってきたというのが今日の状況だと思います。

こうした状況を踏まえ、教育基本法の2つの「改正」法案について、臨時国会での成立にこだわることなく、慎重に審議されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出いたします。

以上であります。

○議長（小森幸雄君） 以上で趣旨説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより意見書案第1号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。意見書案第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり、衆参議長あてに提出することに決定いたしました。

これをもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

平成18年第7回那須烏山市議会定例会は、11日間の会期で開催をされました。報告事案2件、議決事案20件を上程させていただきましたが、いずれも原案のとおり可決、ご決定をいただきましたことはまことにありがたく、執行部を代表いたしまして感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

今期定例会で賜りましたご意見、ご提言等は真摯に受けとめさせていただきまして、今後の市政に反映をさせてまいる所存でございます。なお、一部提案議案及び一般質問等の過程の応答の中で対応不十分な点がありましたこと、おわびを申し上げます。

さて、いよいよ本格的な秋であります。平成18年度下半期の市政も私を初めといたしまして職員一同、住民福祉向上のために最大限の努力を傾けてまいります。議員各位も健康に十分留意をされまして、議会活動にご活躍、邁進されますようご祈念を申し上げます。

来る10月1日日曜日には、合併1周年を記念いたしまして、ささやかではございますけれども記念式典及び基調講演を予定をさせていただいております。また、那須烏山市誕生のために粉骨砕身尽力をされました旧両町の議会議員及び合併協議会委員各位に感謝状を贈呈をしたいと考えております。内輪での記念式典の挙行でございますが、議員各位にありましてもご臨席を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりになりますが、ここで行政報告を2件申し上げます。過日、18日のスズメバチによる被害につきまして、市民の皆様にもスズメバチに気をつけましょうの緊急チラシを自治会長経由にて全戸配布させていただきました。さらにお知らせ版等でも周知をさせていただきたいと考えておりますので、ご報告を申し上げます。

もう1件は、栃木県フィルムコミッション映画第1号といたしまして、「檸檬のころ」が20日、本市旧境中学校でクランクインをいたしました。当日は中学校で安全祈願祭の後、教室での授業風景などの撮影が開始されました。今後10月中旬まで那須烏山市、芳賀町を中心に撮影が進む予定であります。本市への観光客の増加による活性化が期待できるのではないかと考えております。ご報告を申し上げたいと思います。

本日、無事閉会になりましたことを重ねて感謝とお礼を申し上げまして、閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小森幸雄君） 以上で、9月12日からきょうまで秋の収穫時期大変忙しい本定例会でありましたが、11日間にわたって終了いたしました。1番松本勝栄君が体調を崩しております。一日も早い回復を願って、平成18年第7回那須烏山市議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

[午前11時40分閉会]

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成18年12月7日

議 長 小 森 幸 雄

署 名 議 員 佐 藤 昇 市

署 名 議 員 佐 藤 雄 次 郎